

令和2年度
福島町議会定例会
4月会議議案

説明資料

福島町

令和2年度福島町議会定例会 4月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
1	福島町国民健康保険条例の一部改正について	1
2	福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	4
3	令和2年度福島町一般会計補正予算(第1号)	
	歳入全般説明資料	5
	歳出事務事業別説明資料	6

議案第 1 号関係

福島町国民健康保険条例の一部改正について

1 提案の理由について

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第 2 弾―」（令和 2 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれ、厚生労働省から市町村等に向けて傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請がされているところです。

国民健康保険制度においては、様々な就業形態の者が加入していることを踏まえ、傷病手当金については、条例を制定して支給することができる、いわゆる任意給付となっていることから、傷病手当金の支給を行うに当たって、福島町国民健康保険条例（昭和 35 年福島町条例第 11 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容について

国民健康保険被保険者である被用者のうち、次の項目に該当する場合に傷病手当金を支給することにするものです。

(1) 支給対象者

国民健康保険の被保険者である被用者（給与の支払いを受けている者に限ります。）で、療養のため労務に服することができない者（新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり感染が疑われる場合に限ります。）

(2) 支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間。

ただし、給与収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。

なお、その受けることができる給与収入の額が、規定により算定される傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給します。

(3) 支給額

直近の継続した 3 月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数
ただし、1 日当たりの支給額の上限（令和 2 年 3 月現在、30,887 円）があります。

【計算例】

※月額給与 250,000 円の方が 6 月に感染し、7 月 1 日から 7 月 31 日まで休んだ場合

①直近 3 か月の就労日数 4 月(21 日)、5 月(18 日)、6 月(22 日) 計 61 日

②労務に服することができない期間 31 日-(10 日+3 日)=18 日(支給日数)

③1 日当たりの支給額 750,000 円(250,000×3)÷61 日×2/3=8,197 円

④傷病手当金支給額 8,197 円×18 日=147,546 円

(4) 適用期間

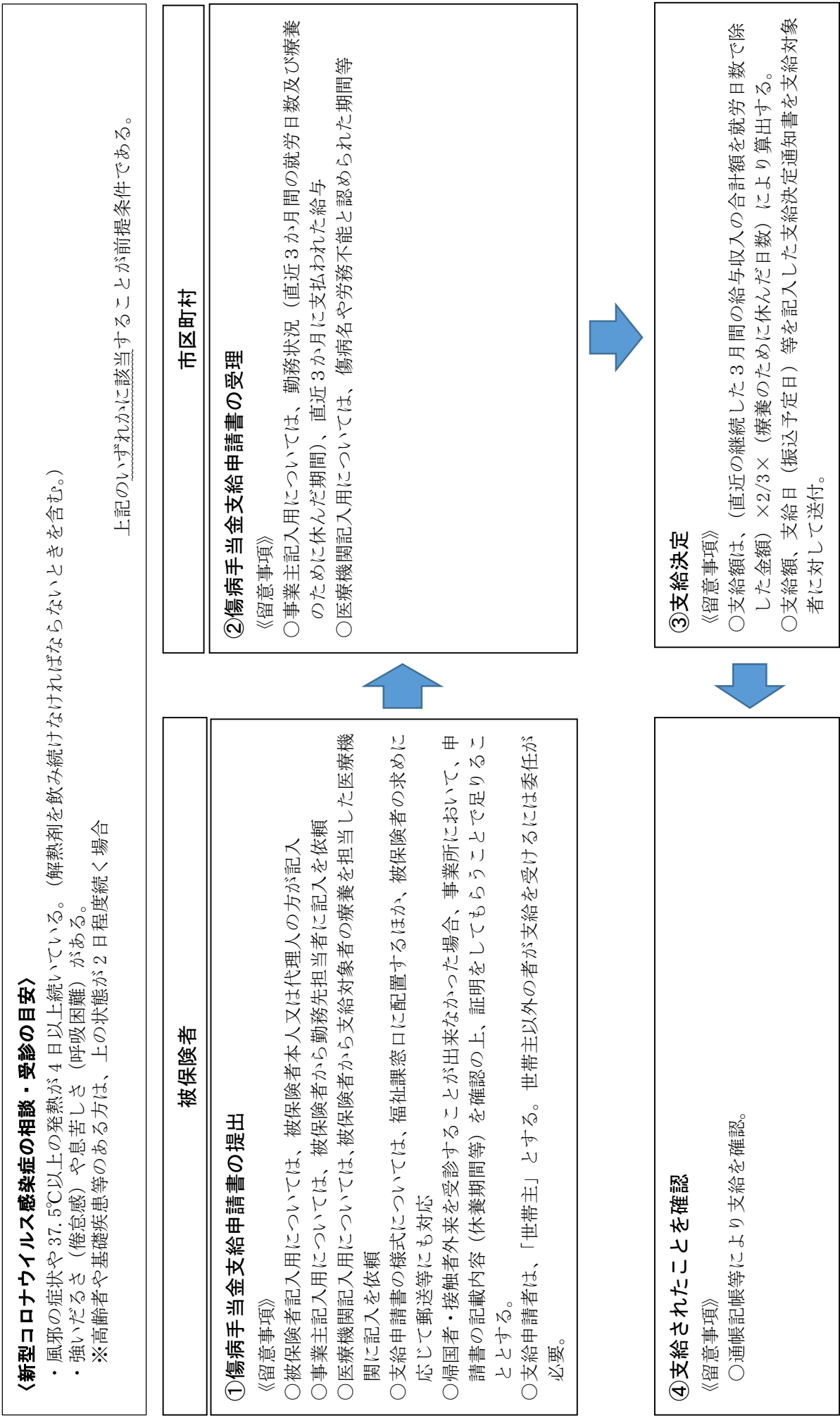
令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は健康保険と同様、最長1年6か月まで）

3. 施行期日について

(1) 公布の日から施行します。

(2) この条例による改正後の福島町国民健康保険条例附則第2項から附則第7項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日以後の規則で定める日までの間に属する場合に適用します。

(新型コロナウイルス感染症関係) 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金支給に係る事務フロー図



議案第 2 号関係

福島町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

1 提案の理由について

今般、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策一第 2 弾一」（令和 2 年 3 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」との記載が盛り込まれ、厚生労働省から市町村等に向けて傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請がされているところです。

要請を受け北海道後期高齢者医療広域連合では傷病手当金が支給できるよう条例の改正を進めておりますが、後期高齢者医療制度の被保険者に傷病手当金を支給するためには、各市町村で申請書を受け付けられるよう各市町村の後期高齢者医療に関する条例を改正する必要があることから、福島町後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年福島町条例第 1 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の内容について

後期高齢者医療広域連合が行う、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出を受け付けるため、福島町後期高齢者医療に関する条例第 2 条「福島町において行う事務」に傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加するものです。

3. 施行期日について

公布の日から施行します。

◆議案第3号関係 令和2年度一般会計補正予算(1号) 歳入全般説明資料

1 7 款 繰入金 2 項 基金繰入金

(単位：千円)

議案 ページ	目	補正前の額	補正額	補正後の額	節		説明
					区分	金額	
17	1 財政調整基金繰入金	238, 873	5, 865	244, 738	1 財政調整基金繰入金	5, 865	財政調整基金繰入金
◆ 今回の補正に係る、財源調整による増額 これにより、今年度の財政調整基金からの 繰入額は、244, 738千円となります。							

■議案第3号関係 令和2年度一般会計補正予算(1号) 事務事業別説明資料

課名 産業課 (商工観光)

7款：商工費 議案 ページ	新 継	1項：商工費 事務・事業予算名	子算		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)	(単位：千円)
			補正前の額	補正額			
21	継	商工振興費	23,332	2,245	一般財源	【事業目的】 商工業の振興を図る。 【主な増減】 負担金・補助及び交付金2,245 (福島町商工会補助金) 【事業内容等】 新型コロナウイルス感染症対策のための「福島町商工会プレミアム付商品券」並びに「飲食店等応援商品券」発行事業への増額。	
				25,577			

課名 総務課

9款：消防費 議案 ページ	新 継	1項：消防費 事務・事業予算名	子算		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)	(単位：千円)
			補正前の額	補正額			
21	継	防災備蓄品整備事業費	1,167	3,620	一般財源	【事業目的】 災害時における応急対策活動を円滑に実施するため、防災資機材等を整備する。 【主な増減】 需用費3,320 (消耗品費)、備品購入費300 (防災用備品購入費) 【事業内容等】 新型コロナウイルス感染症対策に係るマスク及び消毒液、非接触型体温計、消毒液対応加湿器の購入に係る増額。	
				4,787			